

任意団体の代表者・団体名変更手続きのご案内

- 表の「ご提出書類名」の後に*があるものはしょくしん所定の用紙です。
- 「顧客取引変更届（団体代表者・団体名）兼預金印鑑票」・「団体預金調査票」は印刷してご使用いただけます。
- 「本人確認書類」は表下に掲載のものの中からいずれかをお願いします。
- 訂正する場合は訂正箇所にお届出印を押印してください。
- 郵送用封筒（料金はしょくしんが負担します。）が必要な場合はご連絡ください。

☞しょくしん所定の用紙（*）は、このページの該当書類名をクリックして印刷できます。

方法	手続きの種別	ご提出書類	ご注意
窓口	代表者変更	◆顧客取引変更届（団体代表者・団体名）兼預金印鑑票 * 顧客取引変更届（団体代表者・団体名）兼預金印鑑票 *	新・旧代表者様の記名・押印（お届印）が必要です
		◆新代表者様の本人確認書類	コピーをご提出ください
		◆ご来店者様の本人確認書類	原本をご提示ください
		◆通帳	
		◆新お届印	訂正がある場合必要になります
	団体名変更	◆顧客取引変更届（団体代表者・団体名）兼預金印鑑票 * 顧客取引変更届（団体代表者・団体名）兼預金印鑑票 *	
		◆団体預金調査票 * 団体預金調査票 *	
		◆キャッシュカード、キャッシュカード 暗証届 * * * * *	暗証届は印刷できませんので、しょくしんへご連絡ください
		◆通帳	定期預金ある場合は証書
		◆お届印	
郵送	代表者変更	◆顧客取引変更届（団体代表者・団体名）兼預金印鑑票 * 顧客取引変更届（団体代表者・団体名）兼預金印鑑票 *	新・旧代表者様の記名・押印（お届印）が必要です。
		◆新代表者様の本人確認書類	コピーをご提出ください
	団体名変更	◆顧客取引変更届（団体代表者・団体名）兼預金印鑑票 * 顧客取引変更届（団体代表者・団体名）兼預金印鑑票 *	
		◆団体預金調査票 * 団体預金調査票 *	
		◆キャッシュカード、キャッシュカード 暗証届 * * * * *	暗証届は印刷できませんので、しょくしんへご連絡ください
		◆通帳	定期預金ある場合は証書も送付ください

□ 本人確認書類について

- 運転免許証、個人番号カード等（神戸市職員証はご利用になれません）

※運転免許証は、住所欄の確認のため、裏面もコピーしてください。

平成 28 年 10 月 1 日施行の改正犯罪収益移転防止法にもとづき、口座開設等の際は代表者様およびご来店者様の氏名・住所・生年月日の確認が必要になりました。ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

- ご来店者様の本人確認書類は原本をご提示ください。
- 組合員以外の方が新代表者になる場合は別途書類が必要ですのでご連絡ください。

<問合せ先>

神戸市職員信用組合 預金課 984-0504 （内線）953-2560～2563